

法定福利厚生の負担額 簡単まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

法定福利厚生負担額 簡単まとめ

法定福利厚生負担額 簡単まとめ

企業が従業員に提供する福利厚生は「法定福利厚生」と「法定外福利厚生」に分類されます。法定福利厚生は法律で義務付けられており、以下の6種があります。

制度名	費用負担	備考
健康保険	会社と従業員で折半（保険料率：9.44～10.78%）	協会けんぽまたは組合健保
厚生年金保険	会社と従業員で折半（保険料率：18.3%）	老齢・障害・遺族年金に給付
雇用保険	保険給付分：労使折半、二事業分：会社全額負担	雇用安定や職業訓練等を実施
労災保険	会社が全額負担（保険料率：0.25～8.8%）	業務災害や通勤災害に対応
介護保険（40歳以上）	会社と従業員で折半（保険料率：1.64%）	要介護時に給付
子ども・子育て拠出金	会社が全額負担（拠出金率：0.36%）	児童手当・子育て支援に充当

法定福利厚生負担額 簡単まとめ

法定福利厚生負担額 簡単まとめ

企業が負担する法定福利費は、一般的に従業員の現金給与総額の15%～20%前後が目安とされています。ただし、業種や地域、従業員の年齢構成などによって変動します。

主要な法定福利厚生の企業負担割合の積算

- **健康保険:** 標準報酬月額約10%が保険料率で、企業と従業員が折半するため、企業負担は約5%程度です。
- **厚生年金保険:** 標準報酬月額の18.3%（2025年度）が保険料率で、企業と従業員が折半するため、企業負担は9.15%です。
- **雇用保険:** 賃金総額に対して企業負担が0.9%（一般の事業、2025年度）程度です。
- **介護保険:** （40歳以上）標準報酬月額の1.59%（2025年度）が保険料率で、企業と従業員が折半するため、企業負担は約0.8%程度です。
- **労災保険:** 賃金総額に対して企業が全額負担します。業種によって料率は異なりますが、平均で数%（建設業など高リスク業種は高め）です。
- **子ども・子育て拠出金:** 標準報酬月額の0.36%（2025年度）を企業が全額負担します。

これらの主要な法定福利厚生の企業負担分を合計すると、**標準報酬月額（≒現金給与総額）に対する割合として、おおよそ15%～20%前後になる**計算になります。特に厚生年金保険の企業負担分が大きいことが、この割合に大きく影響しています。

一方、法定外福利厚生は通勤・住宅、健康支援、休暇制度など企業が独自に導入可能です。公平性・全従業員対象・現金支給でない（換金性がない）であることが税制上の非課税要件となります。